

認定NPO法人
市民セクターよこはま

■ 事業計画 2022 ■

2022年度（2022年4月～2023年3月）



～誰もが自分らしく暮らせるまち～

一人ひとりの市民が主人公として、
幸せと豊かさを実感できる市民社会の実現を目指して...



【 2022 年度事業計画書 目次 】

◆ 2022 年度基本方針	P 1
◆ 事業紹介	P 2
◆ 各事業の計画	
(NPO 法人・市民活動支援事業)	
● 横浜市市民協働推進センター運営事業	P 3
● にしく市民活動支援センター運営事業	P 3
(地域コミュニティの活動支援事業)	
● よこはま地域づくり大学校	P 3
● まちかどケア（認知症ケア）関連事業	P 3
● ヨコハマ市民まち普請事業	P 5
(市民の目を活かした評価事業)	
● 福祉サービス第三者評価事業・指定管理者第三者評価事業	P 6
(多様な主体による学び合い・協働推進事業)	
● 災害復興暮らし応援・みんなのネットワークかながわ	P 7
● スタディツアー	P 7
■ 法人の取組み	P 8

2022 年度基本方針

理事長 中野 しずよ

新たな時代に応え得る、次世代の法人へ

コロナ禍により、社会は転換期に入り、新たな時代へと変わりつつあります。また、国際的危機が経済にも影響を及ぼし、私たちの暮らしを直撃しています。社会的弱者といわれる人々が取り残されるおそれが増している今、人がつながっていくことがより一層大切になっています。当法人が運営する市民協働推進センターやにしく市民活動支援センターを始め、様々な事業の根底には、「出会い」と「つながり」があります。それらをより一層大事にしながら、丁寧に謙虚に事業を進めていくことで、新たな時代に応え得る、次世代の法人へと踏み出す年度にしていきたいと考えています。

○法人の体制の整備

昨年度は様々な組織運営上の課題が浮き彫りになりました。そして4月に次世代を担う新たな人材が入職したことを受け、今年度は、理事会と事務局そして職員が一体となった、これからの時代に向かう法人をめざしていきます。具体的には、理事会と職員の関係、三役と事務局・管理職の関係がより近いものになるよう第三者のご意見も取り入れて見直しを進め、各人が存分に力を発揮し、事業推進できるようにします。

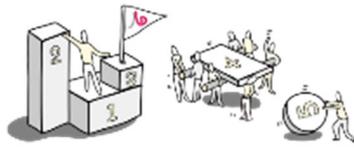
○今後のセンター運営に向けて

市民協働推進センターは、1期3年の最終年度となります。これまでの2年は、コロナ禍対応の緊急支援助成金の事務局運営があったり、協働事業そのものの進め方についても模索しつつ歩んできたと感じています。今年度は、協働の意味を職員皆が理解し、協働推進センターとしての成果が求められる年です。各職員がもつ能力や、経験・背景からくる知見をもとに、新体制だからこそ得られる新鮮な目線や発想を生かし、今年度の事業を運営していきます。

また、にしく市民活動支援センターも、来年度は2期目5年の最終年度となります。次のプロポーザルを見据え、区版の支援センターの役割や運営内容を見つめなおし、新たな時代に対応した支援センターの検討を始めていきます。

長く続けている団体の多くが、存在目的の再確認や事業継承という課題を抱えています。当法人も昨年度、その課題が顕在化しました。今こそ役員・職員が一体となり、次世代を担う体制づくりの時と考えます。当法人が存在する意味を皆で再認識し、社会の要請にこたえられる事業継承を進めていきます。

what we do
事業紹介 / 5つの柱



よこはまの“まち”に出発すること、1つ1つ形にしています。
— 各事業の概要をぜひご覧下さい。

NPO法人・市民活動支援事業

自ら行動する
市民社会の実現に向けて



- ◆ 横浜市市民協働推進センター運営事業
- ◆ にしく市民活動支援センター運営事業（西区地域づくり大学校）を含む

地域コミュニティの活動支援事業

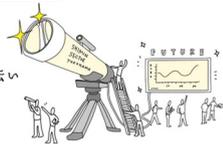
いつまでも住み慣れた地域で、
自分らしく暮らし続けるために



- ◆ まちかどケア（認知症ケア）関連事業
- ◆ ヨコハマ市民まち普請事業

市民の目を活かした評価事業

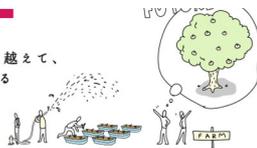
市民の目を活かした評価で、
次のステップへ向けた気づきをお手伝い



- ◆ 福祉サービス第三者評価
- ◆ 指定管理第三者評価

多様な主体による学び合い・協働推進事業

NPO・企業・行政の垣根を越えて、
新しい価値を創造する



- ◆ 中間支援機能のある組織ゆるやかなネットワーク化
- ◆ スタディツアー

調査・研究・政策提言事業

暮らしやすいまちをつくるのは住民自身、
その力を引き出し、活かす



★ほぼ全ての事業において調査、研究を意識し、協働型で提言的に実施します。

■ 横浜市市民協働推進センター 運営事業

(横浜市市民局市民協働推進課と協働契約を締結し実施します)

NPO・市民活
動支援事業

別紙「2022年度 横浜市市民協働推進センター事業計画書(案)」をご覧ください。

■ にしく市民活動支援センター 運営事業

(横浜市西区役所と協働契約を締結し実施します)

NPO・市民活
動支援事業

別紙「2022年度 にしく市民活動支援センター事業計画書(案)」をご覧ください。

■ よこはま地域づくり大学校 (区版)

(横浜市各区役所等と協働契約を締結し実施します)

地域コミュニティの
活動支援事業

自治会・町内会等で地域活動を行う実践者のための研修プログラムである本事業は、当法人・地域・区役所等との協働による「地域づくり大学校」として、今年度は西区において実施します。(にしく市民活動支援センター事業計画に記載あり)

■ まちかどケア (認知症ケア) 関連事業

地域コミュニティの
活動支援事業

■ キャラバンメイト事業 (横浜市健康福祉局と協働契約を締結し実施します)

目標

認知症を正しく理解し、ご本人とご家族を温かく見守り支援できる人を増やすことで、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、以下のことに取り組みます。

- 認知症キャラバン・メイトを増やすための研修 (認知症キャラバン・メイト養成研修) を実施し、活動できる認知症キャラバン・メイトを増やします。
- 認知症キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を行うための支援をします。
- 18区での取り組みを知り合うため、認知症キャラバン・メイトだけでなく、その支援者である区役所職員、地域ケアプラザ職員などと、お互いのアイデアを一緒に共有する機会をつくりまします。

実施すること

- 認知症キャラバン・メイト養成研修（3回）うち、企業向け研修（1回）
- 認知症キャラバン・メイト交流会（1回）
- 認知症サポーター養成研修開催支援（計画書報告書のとりまとめ含む）
- 認知症サポーターステップアップ研修の開催支援
- HP 等による情報発信、公式 LINE の運営

■ 認知症カフェ事業

目標

認知症カフェ事業では、認知症の方もそうでない方もだれもが住みやすいまちづくりを推進するために、横浜市内において認知症当事者も歩いていけるエリアに、その方にあった居場所がある状態を目指す、「認知症の方も行きやすいカフェがポストの数ほどある状況」の実現を目指します。今年度は、オンラインでの学び合いや交流も視野に入れて開催します。

実施すること

- 認知症カフェ運営者を対象とした講座（横浜市健康福祉局と協働契約を締結し実施します）
- 認知症カフェをはじめとした、認知症のかたを中心とした場づくりを行う活動者取材し、「まちかどケア」ホームページで紹介します。

■ 認知症ケア実務者研修

目標

介護職、認知症カフェ関係者、認知症当事者を抱える家族などに向け、認知症の基礎知識、パーソンセンタードケアを軸とした介護について、しっかりと学ぶ機会となるようにします。情報公表制度の研修項目や、認知症ケア専門士単位認定講座に対応した研修を構築します。

実施すること

- パーソンセンタードケアを軸とした本人本位のケアの基本講座を実施します。
- 情報公表制度の研修項目に対応した講座内容を実施します。
- 認知症ケア専門士単位認定講座として実施します。

■ まちかどケアサイト・認知症関連アプリ運用事業

認知症になっても自分らしく暮らせるまちを目指し、2018年度より協働・共創契約を締結し、(株)NTTドコモとのキャラバンメイト向けアプリ、お店版の認知症ガイドブックや漫画版啓発冊子、まちかどケアサイト構築、市民向け LINE アプリ作成に取り組んできました。

2022年度は、アプリやまちかどケアサイトの一層の普及に努めるとともに、安定した運営に向けて、協働企業を募る取り組みを進めていきます。

目標

認知症に関心のある一般市民やキャラバンメイト、その事務局を担う全国の自治体や社会福祉法人が訪れるサイトとして、周知を図っていきます。またリアルをサポート養成講座が開催しづらい状況が続いているので、キャラバンメイトが歩みを止めないためのコミュニケーションアプリの運用にも力をいれます。

実施すること

- まちかどケア（認知症ケア）のプロジェクトサイトや一般市民向けLINEアプリの普及
- キャラバンメイトの方々がより活動しやすい環境をつくるため、LINEアプリをベースにしたアプリの普及

■ ヨコハマ市民まち普請事業

（横浜市都市整備局、横浜市住宅供給公社と協働契約を締結し実施します）

地域コミュニティの
活動支援事業

ヨコハマ市民まち普請事業とは、市民が主体的に取り組む地域まちづくりにおいて、ハード整備に上限500万円の助成を行う事業です。これまでにコミュニティカフェや公園の空間整備が年3件採択され、整備されてきました。当法人は2008年より協働事務局を担っています。

目標

まち普請事業は今年度で18年目を迎え、これまでに多くの市民グループからの提案があり、整備が進められてきました。今後は、さらに潜在的な層に対して事業の周知を図り、市民主体の地域課題の解決やまちづくりを支援していきます。

実施すること

- 2回の公開コンテストの運営の補助
 - 1次コンテスト：2022年7月（予定）
 - 2次コンテスト：2023年1月（予定）
- 「ヨコハマ市民まち普請事業部会」の協働による事務局運営
- コンテスト・イベントチラシ配付業務等の広報
- 前年度整備箇所見学会の企画・運営

このほか、中間支援組織としての強みを活かして、整備済団体や提案団体への団体運営等に関する情報提供や、まち普請事業の周知に取り組んでいきます。

また、横浜市市民協働推進センターを通じた市内市民活動団体への発信や協働事業のコーディネート、地域づくり大学校等の事業や、区役所や支援機関などを通じた、事業を周知する場をつくり、市民活動に取り組むより多くの団体・個人がまち普請事業を活用できる機会を増やします。

■ 福祉サービス第三者評価事業 指定管理者第三者評価事業

市民の目を
活かした評価

目標

当法人の評価事業を行う上でのモットーである「利用者本位」「施設への理解」「市民の視点」を大切に進めます。

実施すること

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のもと、評価項目が神奈川県版として統一され、調査員とともに策定した当法人のモットーに即した評価手法で実施しています。まだ新型コロナウイルスの影響が残ると考えられますが、評価機関として、どんな状況でも事業所が安心感を持って評価に臨んで頂けるよう、より一層丁寧に対応し、評価を進めていくよう努めます。

また、昨年度、当法人の第三者評価受審をきっかけに、当法人に所属し調査員活動をしたいと複数の方からお申し出いただきました。ご縁を大切に、丁寧な OJT を始めとして活躍の後押しをしていきます。

- 評価項目・評価手法に関し、調査員・評価運営委員との勉強会を開催
- 保育分野で 14 件程度を実施
- 新規登録調査員の育成
- 指定管理者第三者評価では、地区センター、コミュニティハウスなど、年間 2 件程度実施予定

■ 「災害復興暮らし応援・みんなのネットワークかながわ」

(通称みんな)

「市民社会ネクストステージ研究会」

多様な主体による学び
合い・協働推進事業

目標

2020年度、県域において「災害復興・暮らし応援みんなのネットワークかながわ」(通称みんな)の立ち上げました。広域大規模災害発生時にNPO等民間団体と行政、社協が一体となった被災者支援が、発災当初のみで無く、長期間にわたって必要とされます。

横浜市が大災害の被災地となったときに備え、被災者のくらしの復興をさまざまな団体が連携して長期に亘り支える仕組みをつくるため、市内の団体等の連携・協働を進めるネットワークづくりを目的とした活動を行います。

市民社会ネクストステージ研究会では、各専門分野・テーマ・セクターの壁を超えて、具体的な課題やテーマに取り組んでいきます。

実施すること

- 広域大規模災害に備えた平常時からの行政、社協、NPO等の連携体制構築
- 災害時情報共有会議の枠組みづくり
 - 災害時の情報共有会議の枠組みや運営体制の在り方について、県域や関係者間で協議され共通認識の醸成と相互理解が進むよう、情報共有会議開催訓練の実施に向けた検討。
- 市町村における災害時連携体制の構築支援
 - 市町村における災害時の連携体制に関する状況調査を実施。
- 災害時の連携推進のためのフォーラム等の開催
 - 災害時の連携を考えるかながわフォーラム(仮)の開催。
- 県内の多様な主体とのネットワークづくり
 - 市民社会ネクストステージ研究会との連携。要配慮者支援に関する情報交換。
- 災害時中間支援機能の強化・整備

■ スタディツアー

(神奈川県政策局と協働協定を締結し実施します)

多様な主体による学び
合い・協働推進事業

神奈川県パートナーシップ支援事業の一環であるスタディツアーを、オンラインも視野に入れながら、神奈川県政策局と協働で実施します。

目標

NPO・企業・大学・行政等、セクターの壁を越えて、課題解決の取組みをより促進させていくことを目的として、多様な主体による学び合いの場を創出します。

実施すること

自組織の枠を超えて、地域・社会課題の解決に取り組む意欲のあるNPO・企業・行政・大学等の関係者を対象として、スタディツアーを企画します。前年度、前々年度と選択式・少人数制による個別訪問型のツアーを開催し、とりわけ前年度はオンライン開催にも取り組んできた中、今年度は、さらにポストコロナを見据えた実践につながるような、ねらいや形式でのツアーの企画を検討します。

■ 法人の取組み

2019年に労働施策総合推進法が改正されパワーハラスメント防止を講じる事が義務化され、2022年4月からは中小企業にもこれが適用されました。当法人でも勉強会の実施、相談窓口の設置など、具体的なパワハラ防止策を早期に講じ、職員が生き生きと働ける風通しの良い職場環境を整えていきます。